

- 1 共通事項
 - (1) 本地域協議会の範囲
安城市
 - (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
助成水田の確認
水田台帳や過去の生産調整実績等を参照することによって確認。
面積は畦畔、はざ場等を含まない本地面積。
ただし、10月31日において、かい廃等が行われていないこと。
 - (3) 生産調整実施者の確認方法
「水稲生産実施計画書(兼)水稲共済細目書異動申告書(兼)水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)等営農計画書(助成金申請書)」(以下、「営農計画書」という。)の主食用等水稲作付面積(水稲共済引受面積)と作付確定面積の突合により確認。(ただし、水稲非加入者等の場合、必要に応じて現地確認を行う。)
 - (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局消費・安全部地域第3課から提供された情報
 - (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の助成に該当する場合
・「転作作物作付助成」、「作業受委託助成」、「農地流動化助成」ともに重複して交付することを妨げない。
 - (6) ひとつの助成において複数の項目に該当する場合
・「転作作物作付助成」の基本部分においては、1番単価の高いものにつき1回限り交付する。
 - (7) その他の共通事項
助成対象者
生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業生産法人。なお、作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領((平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。)以下「運用要領」という。)第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。以下同じ。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食糧局長通知。以下、「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稲面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。
地域協議会をまたがって耕作している者の取扱い
申請者が耕作している水田が本地域協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在する地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その地域協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。
助成面積(作付面積等)の確認
実測、水田台帳等の公的資料との照合等
通常収穫、通常肥培管理、水稲の作付けが行われていないことの確認
現地見回り(確認時期: 麦5月下旬、大豆: 7月下旬、レンゲ4月下旬、その他作物及び水稲の作付けが行われていないこと: 7月下旬)

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協 議会からの 配分額	活 用 額				
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改 革促進事業	担い手集積 加算事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		748,265,000	748,265,000				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	25,834,000		0		25,834,000	0
	担い手集 積加算	3,693,000			3,693,000		0
計		777,792,000	748,265,000	0	3,693,000	25,834,000	0

(2) 使途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

使途 の分類 (記号 番号)	助成金の使途の名称	助成対象 面積	活用額				計	助成単 価	支払 時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手 集積加 算事業
				基本部分か らの活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
311	転作作物作付助成 [基本]	1,210.0	423,500,000				423,500,000	35,000	3月		
		100.0	20,000,000	0	0		20,000,000	20,000	中旬		
		15.0	4,050,000				4,050,000	27,000			
		68.2	3,408,000				3,408,000	5,000			
	転作作物作付助成 [高度利用加算]	930.0	46,500,000	0	0		46,500,000	5,000	3月		
	小計		497,458,000	0	0		497,458,000				
G41	作業受委託助成 [基本]	1,210.0	181,500,000	0	0		181,500,000	15,000	3月		
		930.0	46,500,000	0	0		46,500,000	5,000	3月		
		200.0	22,307,000	0	3,693,000		26,000,000	13,000	3月		
			小計		250,307,000	0	3,693,000		254,000,000		
431	農地流動化助成	10.0	500,000	0	0		500,000	5,000	3月		
	米価下落等の補てん (基本部分)	1,076.4				25,834,000	25,834,000	2,400	3月		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)										
	当年度分	0				0	0	0			
	(前年度分)	0				0	0	0			
	計		748,265,000	0	3,693,000	25,834,000	0	777,792,000			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

ア 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	「転作作物作付助成」
分類	3 1 1
具体的内容	<p>集落で、生産調整目標数量を達成する目的で転作作物の作付け等を行った水田において実施面積に応じ、耕作権者に対して助成を行う。</p>
効果	<p>転作作物を誘導することにより、各集落における計画的な米の生産調整の促進に資する。</p> <p>麦、大豆、飼料作物を団地化された水田で計画的に生産することを要件とすることにより、水田を活用した産地づくりの推進に資する。</p>
助成要件	<p>助成対象者 共通事項(7)その他共通事項に記載されている助成対象者であり、8月1日現在で安城市に住所を有している対象水田の耕作権者である者。</p> <p>助成水田の要件 国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他の地域協議会の計画により団地化(ブロックローテーション)された水田。</p> <p>対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、飼料作物、れんげ(地力増進作物)、特例作物、永年性作物、その他一般作物、景観形成作物とする。 その他一般作物とは麦、大豆、飼料作物、特例作物及び永年性作物以外の作物をいい、特例作物とは野菜をいう。また、永年性作物とはかんきつ類・りんご・ぶどう・おうとう・キウイフルーツ・パイナップルを除く果樹をいう。 景観形成作物とは、菜の花、ひまわり、コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイトウのことをいう。</p> <p>規模要件 集落で設定した団地計画において1ha以上の連担団地を構成していること。規模要件の判定に当たっては、畦畔及び助成水田における対象作物以外の作物の作付面積を含めることができるものとする。連担していることの判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に記し、概ね一団となっていることをもって行うものとする。連担していることの判定にあたっては、対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設が介在しても構わないものとする。また、2車線以上の道</p>

	<p>路により分断された水田であっても隣接する団地と同水系により実施された水田は連担しているとして構わないものとする。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の収穫年度（れんげについては、すき込みを行った年度）に水稻の作付け（生産数量目標の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。ただし、米の生産数量目標以内で団地（ブロックローテーション）計画等により、麦を収穫した後に主食用水稻を作付けたものは、交付対象とする。 ・通常の収穫を上げ得る十分な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。 ・集落単位で団地（ブロックローテーション）計画等を作成すること。 ・飼料作物については、関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・高度利用加算助成においては、同一収穫年度に麦、大豆が作付けされていること。 																											
<p>確認方法</p>	<p>1 共通事項 (2)助成の対象となり得る水田等の確認方法、(3)生産調整実施者の確認方法、(4)集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法、(7)その他共通事項の確認方法に同じ</p>																											
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10aあたりの助成金 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="515 1214 1299 1657"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>高度利用加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦(収穫後水稻作付を除く)・大豆</td> <td>35,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>麦(収穫後水稻作付)</td> <td>20,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飼料作物</td> <td>35,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>れんげ(地力増進作物)</td> <td>27,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例作物</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>永年性作物</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>景観形成作物</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>高度利用加算額は、同一収穫年度に麦、大豆を作付けされた場合に交付する。</p> <p>利用供給計画が作成されていない飼料作物については、その他一般作物の助成水準と同額を交付する。</p>		基本額	高度利用加算額	麦(収穫後水稻作付を除く)・大豆	35,000	5,000	麦(収穫後水稻作付)	20,000		飼料作物	35,000		れんげ(地力増進作物)	27,000		特例作物	5,000		永年性作物	5,000		景観形成作物	5,000		その他一般作物	5,000	
	基本額	高度利用加算額																										
麦(収穫後水稻作付を除く)・大豆	35,000	5,000																										
麦(収穫後水稻作付)	20,000																											
飼料作物	35,000																											
れんげ(地力増進作物)	27,000																											
特例作物	5,000																											
永年性作物	5,000																											
景観形成作物	5,000																											
その他一般作物	5,000																											
<p>単価調整の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合は、他の用途（ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く）から流用を受けることができる。 																											

	<ul style="list-style-type: none"> ・活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。 ・本使途が不足している場合においても、「農地流動化助成」に不足が生じた場合は、優先的に流用できる。 ・流用による調整を行った結果、流用後の「転作作物作付助成」及び「作業受委託助成」の合計が同助成必要額を下回る場合は、転作作物作付助成[基本]、作業受委託助成[基本]及び作業受委託助成[新規加算]を優先的に支払うものとし、高度利用加算の単価を次式により調整するものとする。 <p>調整後の単価 = { 助成総額 - (転作作物作付助成[高度利用加算額を除く]の合計) - (作業受委託助成[高度利用加算額を除く]の合計) - (農地流動化助成) } / { (転作作物作付助成[高度利用加算]対象面積の合計) + (作業受委託助成[高度利用加算]対象面積の合計) }</p>
--	--

助成金の使途の名称	「作業受委託助成」【産地づくり特別加算事業分】
分類	G 4 1
具体的内容	集落単位で団地化（ブロックローテーション）され、作業受委託契約を行った水田において、麦、大豆を作付けした面積に応じ、担い手に対して助成を行う。
効果	団地化（ブロックローテーション）により水稲と麦、大豆の作付を計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。麦、大豆、を団地化された水田で計画的に生産することを要件とすることにより、水田を活用した産地づくりの推進に資する。計画的な団地化（ブロックローテーション）において担い手の育成と農作業の効率化を推進することにより、水田農業の構造改革の推進に資する。
助成要件	<p>助成対象者 次のすべてを満たす担い手</p> <p>共通事項（7）その他共通事項に記載されている助成対象者又は同助成要件を満たす生産集団。なお、法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 本地域協議会が地域</p>

	<p>水田農業ビジョンに掲げる担い手。</p> <p>助成水田の要件</p> <p>国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他の地域協議会の計画により団地化（ブロックローテーション）された水田。</p> <p>対象作物</p> <p>対象とする作物は、麦、大豆とする。また、通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>規模要件</p> <p>集落で設定した団地計画において1 ha 以上の連担団地を構成していること。規模要件の判定に当たっては、畦畔及び助成水田における対象作物以外の作物の作付面積を含めることができるものとする。連担していることの判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に記し、概ね一団となっていることをもって行うものとする。連担していることの判定にあたっては、対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設が介在しても構わないものとする。また、2車線以上の道路により分断された水田であっても隣接する団地と同水系により実施された水田は連担しているとして構わないものとする。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落単位で団地(ブロックローテーション)計画等を作成すること。 ・対象作物の収穫年度に水稻の作付け(生産数量目標の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。)が行われていないこと。ただし、米の生産数量目標以内で団地(ブロックローテーション)計画等により、麦を収穫した後に主食用水稻を作付けたものは、交付対象とする。 ・高度利用加算助成においては、同一収穫年度に麦、大豆が作付けされていること。 ・作業受委託とは、耕作権者と担い手との間で作業の農作業受委託契約を結んでいることが要件となる。 ・新規加算額は、麦または大豆を作付けされた水田のうち、平成16年度から平成18年度までの期間に一度も作業受委託を行っていない水田において新規に作業受委託を行った場合に当該収穫年度1回のみ交付。
<p>確認方法</p>	<p>1 共通事項 (2)助成の対象となり得る水田等の確認方法、(3)生産調整実施者の確認方法、(4)集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法、(7)その他共通事項の確認方法と同じ</p> <p>規模要件 実測、水田台帳等の公的資料との照合等</p> <p>連担要件 ほ場位置図</p> <p>担い手 安城市地域水田農業ビジョン その他</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・団地計画図面 ・作業受委託契約書の写し 								
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10aあたりの助成金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本額</th> <th>高度利用加算額</th> <th>新規加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦・大豆</td> <td>15,000</td> <td>5,000</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>耕作権者が担い手と基幹3作業以上を委託した場合に交付する。なお、担い手と耕作権者が同一の場合は、担い手自らが全作業を実施したものとみなし交付する。</p> <p>高度利用加算額は、同一収穫年度に麦、大豆を作付けされた場合に交付する。</p> <p>交付額については、産地づくり交付金から優先して活用する。</p>		基本額	高度利用加算額	新規加算額	麦・大豆	15,000	5,000	13,000
	基本額	高度利用加算額	新規加算額						
麦・大豆	15,000	5,000	13,000						
<p>単価調整の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。 ・活用額に余剰が生じたときは、他の用途(ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く)に流用することができる。 ・本用途が不足している場合においても、「農地流動化助成」に不足が生じた場合は、優先的に流用できる(ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く)。 ・流用による調整を行った結果、流用後の「転作作物作付助成」及び「作業受委託助成」の合計が同助成必要額を下回る場合は、転作作物作付助成[基本]、作業受委託助成[基本]及び作業受委託助成[新規加算]を優先的に支払うものとし、高度利用加算の単価を次式により調整するものとする。 <p>調整後の単価 = { 助成総額 - (転作作物作付助成[高度利用加算額を除く]の合計) - (作業受委託助成[高度利用加算額を除く]の合計) - (農地流動化助成) } / { (転作作物作付助成[高度利用加算]対象面積の合計) + (作業受委託助成[高度利用加算]対象面積の合計) }</p>								

<p>助成金の用途の名称</p>	<p>「農地流動化助成」(利用権移転による集積)</p>
<p>分類</p>	<p>4 3 1</p>
<p>具体的内容</p>	<p>担い手への一定面積以上の連続した水田の集積を促進するため、利用権の移転を行った水田の地権者に対して、水田の+本地面積に応じて助成を行う。</p>

<p>効 果</p>	<p>担い手への農地の流動化及び農作業の効率化を促進し、農地の集積を図ることにより、水田農業の構造改革の推進に資する。</p>
<p>助成要件</p>	<p>助成対象者 次のすべてを満たす者 共通事項（ 7 ）その他共通事項に記載されている助成対象者。 本地域協議会の地域水田農業ビジョンに掲げる担い手に利用権の移転を行う水田の地権者。</p> <p>助成水田の要件 次のすべてを満たすもの 平成19年4月から12月末までに利用権の移転（ 設定期間3年以上 ）を行った安城市内にある国が定めた助成水田 利用権の移転を行ったことにより、同じ担い手に80a以上の連担する水田が集積されること。</p> <p>【連担要件】 次のすべてを満たすもの ア助成水田が1筆以上の他の水田と連続していること イ助成水田が河川、鉄道敷、幅員12m以上の道路で他の水田と分断されていないこと ウ助成水田の一边が他の水田と90%以上接していること、又は、助成水田の外周の25%以上が他の水田と接していること</p> <p>交付回数 移転年度の1回のみ （ なお、本対策期間中に当該助成水田の利用権を解約又は移転を行った場合は、当該地権者は発生後速やかに本地域協議会に助成金を返還するものとする。）</p> <p>その他の要件 農業生産法人構成員から農業生産法人へ利用権の移転及び農業後継者への名義変更による利用権の移転でないこと。</p>
<p>確認方法</p>	<p>1 共通事項（ 2 ）助成の対象となり得る水田等の確認方法、（ 3 ）生産調整実施者の確認方法、（ 4 ）集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法、（ 7 ）その他共通事項の確認方法と同じ規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 連担要件 ほ場位置図 本地域協議会の地域水田農業ビジョンに掲げる担い手に集積した地権者及び担い手、その設定状況及び設定期間 ・安城市より提供された情報 ・利用権設定の写し</p>

助成水準 (助成額の算定方法)	10aあたりの助成金 地権者 5,000円
単価調整の方法	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途(ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く)から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、他の用途(ただし、担い手集積加算からの活用額分を除く)から優先的に流用を受けるものとする。</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	「米価下落等の補てん」
助成要件	<p>助成対象者 生産調整実施者の確認を受けたものであり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業生産法人で、品目横断的経営安定対策に加入していない者。</p> <p>助成水田の要件 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稲の作付けを行った水田。</p>
確認方法	<p>助成対象者 共通事項の(3)及び(4)により確認。 品目横断的経営安定対策に加入していない者の確認方法は、東海農政局から提供された情報にて確認する。</p> <p>助成水田の要件 共通事項の(2)助成の対象となり得る水田により確認。</p>
助成水準	水稲作付け10aあたり 2,400円
基準収入及び当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以</p>

	<p>降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収）とする。</p> <p>の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引（平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。）又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 (以下、「助成上限額」という。)が助成水準を上回った場合は、助成水準を補てん単価とする。 助成水準を下回った場合は、助成上限額を補てん単価とする。</p> <p>ただし、助成上限額は100円未満のあるときは、切り捨てにより端数を整理する。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積（水稻共済引受面積）に10アール当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。</p> <p>なお、補てんの対象となる面積はアール単位で算出し、0.1アール未満の端数があるときは、切り捨てにて端数を整理する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本事業において定める活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × { 活用計画における助成水準算定時に推定した面積 / 営農計画書による申請面積の合計 }</p>

3 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
10,155	10,155	
合 計	10,155	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
10,155	10,155	